

写

令和6年10月3日

北海道労働局長  
三富 則江 殿

北海道地方最低賃金審議会  
会長 亀野 淳

北海道処理牛乳・乳飲料、乳製品、糖類製造業最低賃金の  
改正決定について（答申）

当審議会は、令和6年8月5日付け北労発基0805第1号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に審議を重ねた結果、別紙のと通りの結論に達したので答申する。

## 別紙

北海道処理牛乳・乳飲料、乳製品、糖類製造業最低賃金を次のとおり改正決定すること。

北海道処理牛乳・乳飲料、乳製品、砂糖・でんぷん糖類製造業最低賃金

### 1 適用する地域

北海道の区域

### 2 適用する使用者

前号の地域内で処理牛乳・乳飲料製造業、乳製品製造業（処理牛乳、乳飲料を除く。）、砂糖・でんぷん糖類製造業、これらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が処理牛乳・乳飲料製造業、乳製品製造業（処理牛乳、乳飲料を除く。）又は砂糖・でんぷん糖類製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者

### 3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

(1) 18歳未満又は65歳以上の者

(2) 雇入れ後3月未満の者であつて、技能習得中のもの

(3) 次に掲げる業務に主として従事する者

イ 清掃、片付け、整理、雑役又は炊事の業務

ロ 手作業による洗浄、皮むき、選別、包装又は箱詰め業務

### 4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間1,048円

### 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

### 6 効力発生の日

法定どおり